

作成日: 2020年10月19日

改訂日: 2024年04月01日

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 化学品の名称                  | コロナイン  |
| 供給者の会社名称、住所及び電話番号       | セッツ株式会社<br>大阪府堺市西区築港新町1-5-10<br>072-280-0920 |
| 想定される用途及び当該用途における使用上の注意 | 施設・店舗廻り・調理用具・水廻りの洗浄・除菌・ウイルス除去                |

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

## 健康に対する有害性

|                  |         |
|------------------|---------|
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分2B    |
| 生殖毒性             | 区分1A    |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露)  | 区分2(肝臓) |

注記: 記載のない場合は「区分に該当しない」、「分類できない」、「分類対象外」のいずれかである

## GHSラベル要素

## 絵表示またはシンボル



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

長年にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ

## 注意書き

## 【安全対策】

- 使用前に取扱説明書入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

## 【応急措置】

- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。
- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

## 【保管】

- 施錠して保管すること。

## 【廃棄】

- 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

| 化学名または一般名 | 濃度又は濃度範囲(%) | CAS番号     | 官報公示整理番号 |       |
|-----------|-------------|-----------|----------|-------|
|           |             |           | 化審法      | 安衛法   |
| 水         | バランス        | 7732-18-5 | —        | —     |
| エタノール     | 1-10        | 64-17-5   | 2-202    | 2-202 |
| 界面活性剤     | 非公開         | 非公開       | 非公開      | 非公開   |

注記: これらの値は、製品規格値ではありません。

4. 応急措置

|                     |   |
|---------------------|---|
| 吸入した場合              | 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。                                       |
| 皮膚に付着した場合           | 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。多量の水で洗うこと。汚染された衣類を再利用する場合には洗濯をすること。皮膚刺激又は発疹が生じた場合は医師の診察/手当てを受けること。 |
| 眼に入った場合             | 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は医師の診察/手当てを受けること。    |
| 飲み込んだ場合             | 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。   |
| 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 | 救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。適切な換気を確保する。  |

5. 火災時の措置

|                      |  |
|----------------------|--|
| 適切な消火剤               | 耐アルコール性泡消火剤、粉末、炭酸ガス、乾燥砂、霧状水を使用すること。  |
| 使ってはならない消火剤          | 棒状水  |
| 火災時の特有の危険有害性         | 加熱により容器が爆発するおそれがある。極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。消火後再度発火するおそれがある。  |
| 特有の消火方法              | 火災時に刺激性、腐食性もしくは有毒なガスを放出する。安全に対処できるならば着火源を除去すること。危険を避けられれば燃焼源の供給を止め、容器を移動する。容器が熱に晒されているときは移さない。消火作業は風上から行う。 |
| 消火を行なう者の特別な保護具及び予防措置 | 消火作業の際は、適切な保護具(手袋、マスク等)を着用する。燃焼ガスには、一酸化炭素等のガス等の有害ガスが含まれるので、消火作業の際には、呼吸保護具を使用する。                            |

6. 漏出時の措置

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。 |
| 環境に対する注意事項            | 漏れ出した物質の河川、下水、排水溝、低地への流出を防止し、環境への影響を起ささないよう注意する                                  |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材       | 不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、スコップ、ウエス等で容器に回収する。   |

多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。  
 スコップ、ウエス等で密閉できる容器に回収する。  
 漏出物を回収すること。  
 回収物はラベルを貼って密閉できる空容器に保管し、安全な場所に移す。  
 二次災害の防止策 全ての発火源を速やかに取り除く。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 取扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。  
 着火源から遠ざけること。禁煙。  
 排気/換気設備を設ける。  
 安全取扱注意事項 容器はその都度密栓する。  
 眼に入らないようにする。  
 保護具を着用すること。  
 接触回避 データなし  
 衛生対策 取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管

安全な保管条件 施錠して保管すること。火気厳禁。  
 日光の直射を避ける。通風のよい涼しいところに保管すること。  
 安全な容器包装材料 着火源から離して保管すること。  
 ポリエチレン、ポリプロピレン

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等 許容濃度  
 ・ エタノール  
 ACGIH (2013) TLV-STEL : 1000 ppm  
 設備対策 屋内作業の場合は、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるようにする。  
 タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所、特に底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。  
 保護具  
 呼吸用保護具 状況に応じ適切な保護マスクを着用する。  
 手の保護具 化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。  
 眼、顔面の保護具 保護眼鏡/顔面保護具(ゴーグル型)を着用する。  
 皮膚及び身体の保護具 状況に応じ保護衣を着用する。(浸透しない材質であることが望ましい。)  
 特別な注意事項 保護具は定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 液体  
 色 無色  
 臭い アルコール臭  
 沸点又は初留点及び沸点範囲 データなし

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 可燃性               | データなし             |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 | データなし             |
| 引火点               | 47.6°C (代表値)      |
| 自然発火点             | データなし             |
| 分解温度              | データなし             |
| pH                | 9.3 (原液・25°C:代表値) |
| 動粘性率              | データなし             |
| 溶解度               | 水と任意に混合           |
| 蒸気圧               | データなし             |
| 密度及び／又は相対密度       | データなし             |
| 相対ガス密度            | データなし             |
| 粒子特性              | データなし             |

注記:これらの値は、製品規格値ではありません。

10. 安定性及び反応性

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 反応性        | 通常の保管条件/取扱い条件において安定である。 |
| 化学的安定性     | 通常の保管条件/取扱い条件において安定である。 |
| 危険有害反応可能性  | データなし                   |
| 避けるべき条件    | 高温への暴露                  |
| 混触危険物質     | データなし                   |
| 危険有害な分解生成物 | データなし                   |

11. 有害性情報

|                  |   |
|------------------|---|
| 急性毒性(経口)         | (エタノール) 区分に該当しない<br>ラット LD50=6,200 mg/kg  |
| 急性毒性(経皮)         | (エタノール) 区分に該当しない<br>ウサギ LD50=20,000 mg/kg   |
| 急性毒性(蒸気)         | (エタノール) 区分に該当しない<br>ラット LC50=124.7 mg/L   |
| 急性毒性(ミスト)        | データなし   |
| 皮膚腐食性／刺激性        | (エタノール) 区分に該当しない<br>ウサギに4時間ばく露した試験 (OECD TG 404) において、適用1および24時間後の紅斑の平均スコアが1.0、その他の時点では紅斑及び浮腫の平均スコアは全て0.0であり、「刺激性なし」の評価SIDS (2005) に基づき、区分外とした。   |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | (エタノール) 区分2B<br>ウサギを用いた2つのDraize試験 (OECD TG 405) において、中等度の刺激性と評価されている (SIDS (2005))。このうち、1つの試験では、所見として角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫がみられ、第1日の平均スコアが角膜混濁で1以上、結膜発赤で2以上であり、かつほとんどの所見が7日以内に回復した (ECETOC TR 48 (2) (1998)) ことから、区分2Bに分類した。 |
| 呼吸器感作性           | データなし   |
| 皮膚感作性            | データなし   |
| 生殖細胞変異原性         | データなし   |
| 発がん性             | (エタノール) 分類できない  |

|   |  |
|---|--|
| <p>生殖毒性</p>                                   | <p>IARCでは「アルコール性飲料」としてグループ1に分類しているが、これはアルコール性飲料を習慣的に摂取するヒトの多数の疫学調査に基づいており、ヒトにおける嗜好的習慣的摂取のデータである。一方、ACGIHはエタノールをA3に分類しているが、この評価に用いたデータは高用量で実施されており、より低用量での2年間の試験においては明確な発がん性は示されていない。</p> <p>(エタノール) 区分1A</p> <p>ヒトでは出生前にエタノール摂取すると新生児に胎児性アルコール症候群と称される先天性の奇形を生じることが知られている。奇形には小頭症、短い眼瞼裂、関節、四肢及び心臓の異常、発達期における行動及び認知機能障害が含まれる(PATTY (6th, 2012))。これらはヒトに対するエタノールの生殖毒性を示す確かな証拠と考えられるため、区分1Aとした。なお、胎児性アルコール症候群は妊娠中に大量かつ慢性的にアルコールを飲んだアルコール依存症の女性と関連している。産業的な経口、経皮、吸入ばく露による胎児性アルコール症候群の報告はない。また、動物実験でも妊娠ラットに経口投与した試験で奇形の発生がみられている。</p> |
| <p>特定標的臓器毒性(単回ばく露)</p> <p>特定標的臓器毒性(反復ばく露)</p> | <p>データなし</p> <p>(エタノール) 区分1(肝臓)、区分2(中枢神経系)</p> <p>ヒトでのアルコールの長期大量摂取はほとんど全ての臓器に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的臓器は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する(DFGOT vol.12 (1999))との記載に基づき区分1(肝臓)とした。また、アルコール乱用及び依存症患者の治療として、米国FDAは3種類の治療薬を承認しているとの記述がある(HSDB (Access on June 2013))ことから、区分2(中枢神経系)とした。なお、動物実験では有害影響の発現はさほど顕著ではなく、ラットの90日間反復経口投与試験において、ガイダンス値範囲をかなり上回る高用量で肝臓への影響として脂肪変性が報告されている(SIDS (2005)、PATTY (6th, 2012))。</p>  |
| <p>誤えん有害性</p>                                 | <p>データなし</p>   |

12. 環境影響情報

|   |  |
|---|--|
| <p>生態毒性</p> <p>水生環境有害性 短期(急性)</p> <p>水生環境有害性 長期(慢性)</p> <p>残留性・分解性</p> <p>生態蓄積性</p> <p>土壌中の移動性</p> <p>オゾン層への有害性</p> | <p>(エタノール) 区分に該当しない</p> <p>藻類(クロレラ) EC50=1000mg/L/96hr</p> <p>(エタノール) 区分に該当しない</p> <p>データなし</p> <p>データなし</p> <p>データなし</p> <p>データなし</p> |
|---|--|

13. 廃棄上の注意

|  |  |
|--|--|
| <p>化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報</p> | <p>環境への放出を避けること。</p> <p>内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。</p> <p>廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法</p> |
|--|--|

律や関係する法規に従って処理を行うか、委託する。  
 容器、機器、装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さない。  
 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

|               |   |
|---------------|---|
| 国際規制          | 航空輸送はIATA及び海上輸送はIMDGの規則に従う。   |
| 国連分類          | 非該当   |
| 国内規制          | 陸上輸送は消防法等に定められている運送方法に従う。<br>海上輸送は船舶安全法に定められている運送方法に従う。<br>航空輸送は航空法に定められている運送方法に従う。 |
| 陸上規制情報        | 非該当   |
| 海上規制情報: 船舶安全法 | 非該当   |
| 航空規制情報: 航空法   | 非該当   |

15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

|               |   |
|---------------|---|
| 化学物質排出把握管理促進法 | 非該当   |
| 労働安全衛生法       | 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物<br>(営業秘密に当たるため含有量を幅表記している)<br>・ エタノール 1-10% |
| 毒物及び劇物取締法     | 非該当   |
| 消防法           | 非該当   |

16. その他の情報

参考文献

- 「JIS Z 7252:2019」(日本規格協会)
- 「JIS Z 7253:2019」(日本規格協会)
- 「安全データシート(各成分)」(各原料メーカー)
- 「職場のあんぜんサイト」(厚生労働省)
- 「GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針」(日本化学工業協会)

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。  
 ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。  
 輸出に際しては、各国法規の確認調査が必要となります。